

特定商取引法に関する規定及び受講契約

(受講契約の内容を明らかにする書面・特定商取引に関する法律第 42 条)

下記の内容を十分にご確認ください

株式会社ニューワークス（以下甲という）と入学申込者（以下乙という）は本日、下記内容の受講契約を締結致します。

第 1 条（乙が受講生となりうる条件）

- (1) 本校の案内書類に記載されている講座受講によりその技術習得と研修を目的としている方。
- (2) 他の受講生および本校関係者に伝染するおそれのある法定伝染病等の疾病を持っていない方。
- (3) 20 歳未満の方は保護者の同意書が必要になります。

第 2 条（講座内容）甲は、乙に対し各種資格取得・技能習得のための各講座を実施するものと致します。

第 3 条（契約の成立）本契約は、乙が「入学申込書」に所定の事項を記載して、甲にその受講を申し込み、甲がこれを承諾したときに成立するものとします。

第 4 条（受講方法）授業はあらかじめ決められた時間割に基づき、教室にて講師によって行われますので、乙は必ず所定の時間に来校し授業を受けて下さい。

第 5 条（受講時間）講座により時間・曜日が異なりますので事前にカリキュラム等をご確認ください。受験対策講座などは本講座と時間・曜日が異なりますのでご注意ください。都合によりカリキュラムの日程を変更させていただく場合がございます。予めご了承ください。

第 6 条（入学金・受講料）

入学金：10,500 円

※入学金は入学時にのみ発生いたします。再入学の際には入学金は不要となります。

受講料：10,000～1,000,000 円以内

※受講料は、各講座により異なります。

その他

事 7 条（受講料のお支払い方法）

- (1) 入学金は甲に入学される際にお支払い頂きます。
 - 2 つ目以降の講座もしくは継続講座のお申込の場合は不要となります。
- (2) 受講料お支払いの方法は「現金一括払い」または分納」をご利用頂けます。
- (3) 「現金一括払い」の場合は、本契約成立後、乙が甲の指定口座へ振込みか、または当校へ持参するものとします。

※振込み手数料は、乙の負担となります。

※振込み利用の場合は、振込みの際に必ず当校へご一報ください。

(イ)「分納」の場合は、乙が受講する期間月数での分割となります。

乙の受講支援のための制度のため、金利の発生はないものとします。

毎回の受講前に納入することとします。

分納の毎回の支払金額は、本契約を申込時に算出し、甲乙同意の上対応するものとします。

第8条（中途解約）

入学申込書を受領した日から起算して8日を経過した後（契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は威迫したことにより困惑し契約の解除を行わなかった場合には再度、クーリング・オフ妨害の解消のため書面を受領した日から起算して8日を経過した後）、将来に向かっての契約の解除が可能です。

解約は、乙が書面等により申し出るものとし、甲がその書面等を受領した日を解約日とします。

第9条（中途解約精算）前条の定めに従って中途解約された場合の負担費用について

(1) (a) 【受講開始前】の契約解除の場合

- ・15,000円（内訳：開講準備費3,000円、コンピュータ登録3,000円、管理費5,000円、契約書類管理費4,000円）

※1つの契約に複数の講座がある場合（セット講座）、受講開始前とは、いずれの講座の受講も始まっていない場合をさします。

(b) 【受講開始後】の契約解除の場合

- ・15,000円（内訳：開講準備費3,000円、コンピュータ登録3,000円、管理費5,000円、契約書類管理費4,000円）

※既に受講された講座の回数分の受講料等

※既に受講された講座の回数分の受講料等の算出方法：

（講座の受講料総額÷受講回数）×既受講回数とし受講講座ごとに算出しその総計とする。

※欠席された回数分は既受講とみなします。

- ・未受講講座と既に受講された講座の未受講回数分の受講料等の20%または50,000円のいずれか少ないほうの費用。

※上記未受講回数分の受講料等とは、お申し込み時にお支払いいただいた受講料等から既に受講された講座の総受講回数分の受講料等を差し引いたものです。

(2) 受講料が分納で納められている場合

甲乙間の精算合意書（負担していただく費用については(1)と同様）に基づき、(1)同様未受講回数分の精算を致します。

- ### (3) お申し込みいただいた講座の契約解除があった場合、テキスト等の教材について、開封・破損・書き込み・汚損などの場合は、残存価値のないものとして、それらの教材費をお支払いいただきます。また、受講生個人が使用する消耗品や個人の意思で購入する参考書、ハード・ソフト等は対象外になります。

- (4) 精算は速やかに行い、当校が受講者から領収している金額のうち受講者に返還する金額がある場合には速やかに返還するものとします。返還は乙の指定する銀行口座への振込とし、振込料は乙の負担とします

第 10 条（前受金の保全処遇） 保全措置はないものとします。

第 11 条（契約締結時の担当者、契約締結年月日等） 「入学申込書」に記します。

第 12 条（個人情報の取り扱いについて） 当社の個人情報取り扱い規定に準拠します。

第 13 条（附則）

- (1) 本契約に定める事項について疑義が生じた場合、その他契約に関して紛争が生じた場合は、両者協議の上、解決するものとします。
- (2) 本契約に定めない事項については、民法その他の法令によるものとします。

(入学金・受講料及びテキスト等の教材についてのクーリング・オフに関する事項)

1. 入学申込書を受領した日から8日を経過するまでの間は、受講者は書面によって入学金・受講料及びテキスト等の教材について契約の解除を行うことができます。その書面は発した時にその効力が生じるものとします。
2. 契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は威迫したことにより困惑し契約の解除を行なわなかった場合には、再度、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領し、説明を受けた日から起算して、8日間は書面により解除を行うことができる。
3. 3. 1又は2の契約解除があった場合、書面は発した時にその効力が生じるものとし、その契約解除に伴う損害賠償、違約金の支払いを請求いたしません。
4. 講義を受けた場合でも金銭の支払いの請求は致しません。

【受講上のご案内・ご注意】

1. 受講生のご都合による休学・復学に関する事項
やむをえないご事情により受講が不可能になった場合は、規定により休学することができます。また復学届により復学が可能になります。
 - (1) 「休学・復学届」の事務局への提出をもって、正式に休学届・休学届を受理致します。
(「休学・復学届」受理後、ご本人控えをお渡しいたします。大切に保管願います。)
 - (2) 期間を遡っての休学届の提出は認められませんので、休学期間開始前に休学届を提出してください。
 - (3) 休学届が提出されない期間は受講期間に加算されます。
 - (4) 休学期間は、最短1か月以上、半年以内といたします。
 - (5) 復学の申請は、自己申請制となります。休学の申請期間終了日までにお申し出ください。
復学される場合には、所定の「復学届」にご記入の上、復学希望1か月前までに申請手続きを行ってください。
 - (6) 復学の場合は、事前に事務局と相談の上、復学クラス・復学日を決定して下さい。
 - (7) 休学開始日より半年以内に、ご連絡がなく復学されない場合は、自動的に退学処置となりますので、ご注意ください。
 - (8) お電話による休学及び復学の申請はお受けできません。必ず当校において所定の申請用紙をご提出下さい。
 - (9) 講座により、休学措置が取れないものがございます。事務局でご確認ください。
 - (10) 復学の際、授業の進行状況によりご希望のクラスに復学できないこともございますのでご了承下さい。
 - (11) 復学の際、教材・カリキュラム・設備環境などが、法改正。試験内容改定などの諸事情により変更される場合がございます。
 - (12) 復学の際、変更になっている教材は別途購入していただきます。交換等は出来かねますのでご了承ください。

2. 定員

各講座ともに定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※ 「当該講座開講」最少定員に満たない場合は開講を延期または中止とさせていただきます場合がございますので、予めご注意ください。

3. 天候や交通事情により休講になる場合がございます。

また、当校都合および講師の事故・体調不良・都合により休講または担当講師が変更になる場合がございます。

休講の場合、原則として振替補講を実施いたします。

ただし振替補講の日程調整の都合上、休講した講義の曜日・時間と異なる場合がありますのでご了承ください。

※ 天候による休講判断は、交通機関の運休及び安全性が確保できないと判断した場合は、当校より受講生に連絡告知するものとします。